

令和3年12月議会 生活環境委員会報告資料

報告第53号

交通事故による損害賠償の額の決定に関する専決処分について

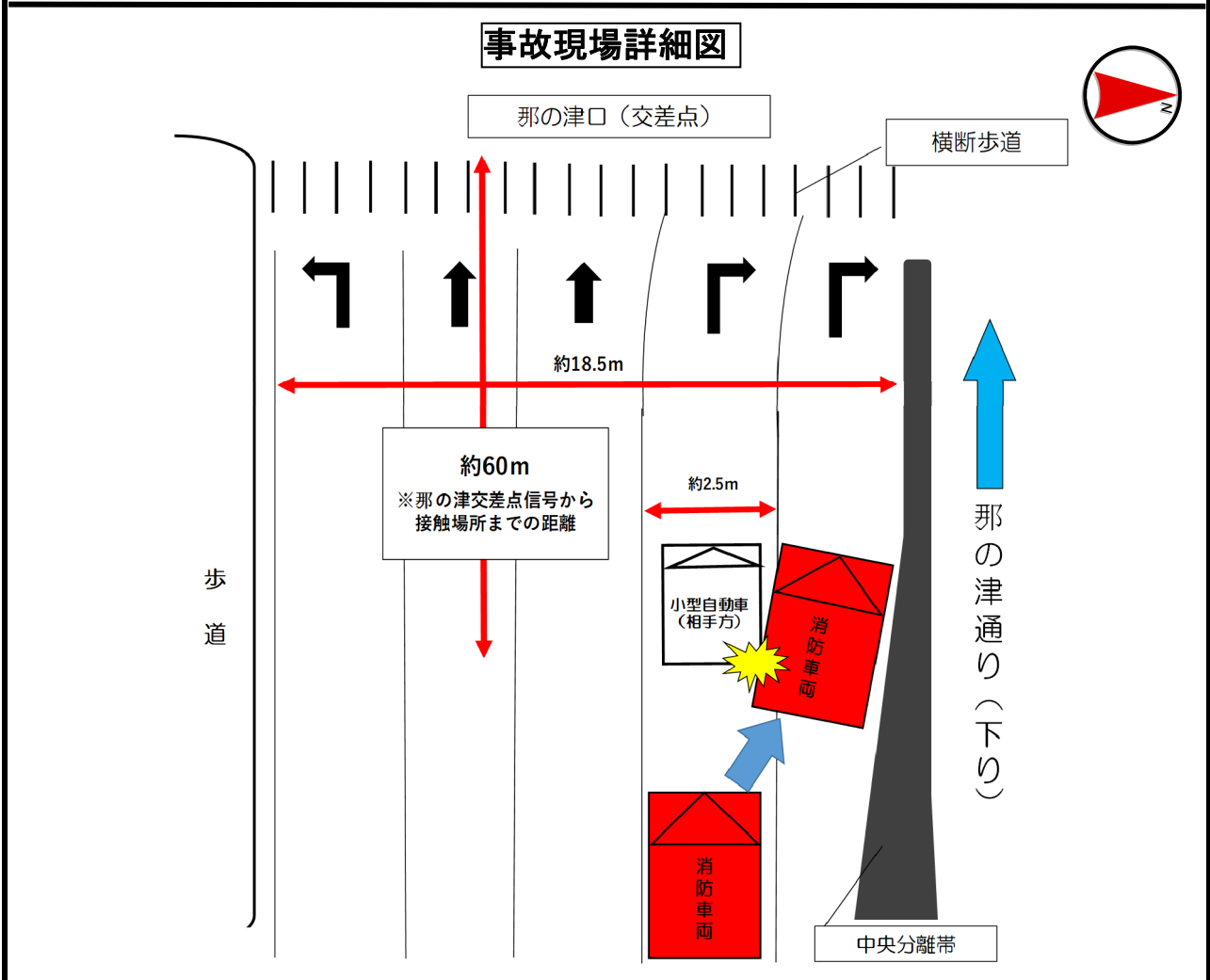
1～3ページ

消 防 局

報告第 53 号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、交通事故による損害賠償の額を決定することについて、令和 3 年 11 月 30 日に次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するもの。

事故発生日時	令和 3 年 8 月 26 日（木曜日） 午前 8 時 39 分頃 天候：小雨		
事故発生場所	福岡市中央区天神五丁目 10 番付近路上(那の津口交差点東側約 60m)		
相手方	住所	●●市●●●丁目●番●号	
	氏名	●●●●	
事故の概要	<p>令和 3 年 8 月 26 日午前 8 時 39 分頃、消防局中央消防署警備課所属の職員が同課所管の消防自動車を運転して、救急現場から中央消防署へ帰署する途中、中央区天神五丁目 10 番付近において、2 車線ある右折専用レーンのうち、左側から右側へ車線変更しようとした際、安全確認不足により、消防車両の前に停車していた相手方●●●●が賃貸する小型自動車と接触し、当該車両を破損させ、損害を与えたものである。</p>		
損害の程度	相手方	人的損傷	なし
		物的損傷	車両右側リアフェンダー及びリアバンパー右側部分等の擦り傷、凹み等
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	車両左側の中央下部から後輪タイヤハウスにかけての擦り傷、凹み等
過失割合	相手方 0 割	本市 10 割	
損害賠償額	226,577 円		



相手方車両の破損状況



消防局車両の破損状況

